

2025・1 No.344



あつぎ 法人ニュース



雪の宮ヶ瀬（写真提供 清川村）

誌 上 年 賀

明けましておめでとうございます

会員の皆様におかれましてはご家族おそろいで健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます

昨年は大きな地震で始まり日本中が異常気象による猛暑や災害に苦しめられ、防災対策の必要性を改めて再認識する一年となりました

さて本年の干支の巳年ですが蛇の習性から「再生や変化を繰り返しながら発展してゆく年」と考えられています

干支にあやかり本年が会員皆様のご事業の益々のご発展とご家族のご繁栄をお祈り申し上げます

本会といたしましては「健全な経営 正しい納税 社会の貢献」を柱に新たな会員獲得により法人会の輪を更に広げ会員相互の交流をより

一層深めて参りますので引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます

結びにあたり皆様にとりましてより良き年になりますようご祈念申し上げます

令和七年 元旦

公益社団法人厚木法人会 会長 黄金井 康巳



謹んで新年のお祝いを申し上げます

旧年中は公益社団法人厚木法人会の皆様方には税務行政全般に渡り深い御理解と格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます

さて税務署では「あらゆる税務手続が税務署に行かずにつきる社会」を目指した税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として令和七年一月から提出者や提出方法等にかかわらず国税当局に提出される全ての文書を対象に控えへの收受日付印の押なつを行わないこととなりましたので何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます

本年が公益社団法人厚木法人会の会員の皆様にとりまして幸多き年となりますことを心から祈念いたします

令和七年 元旦

厚木税務署署長 中村 正人



米えある表彰 おめでとうござります

納税道義の高揚と正しい税知識の普及・推進等に功績のあつた方々が表彰されました

■ 納税表彰式(厚木税務署)

去る11月8日、厚木商工会議所大会議室において、厚木税務署納税表彰式が開催され、署長表彰並びに署長感謝状が贈られました。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎ 厚木税務署長 表彰受彰者(敬称略)

関原 敏文 (株)セキトウエーブ

◎ 厚木税務署長 感謝状受彰者(敬称略)

竹内 正 (株)SunBrain

細山 信 (有)細山電気

中村 真紀子 (株)七沢莊

■ 納税功劳表彰式(神奈川県知事)

11月22日、神奈川県庁大会議場において、神奈川県知事納税功劳表彰式が行われ、浅岡副会長が知事表彰を受彰されました。

◎ 神奈川県知事

納税功劳表彰受彰者(敬称略)

浅岡 國芳 (株)アルアサオカ

■ 納税功劳表彰式

(神奈川県厚木県税事務所)

11月28日、神奈川県厚木合同庁舎において、令和6年度納税功劳表彰式が行われ、吉橋副会長が所長表彰を受彰されました。

◎ 神奈川県厚木県税事務所

納税功劳表彰受彰者(敬称略)

吉橋 重行 (株)コジマホールディングス



◀ フォト・トピックス

◀ 地域ふれあい講演会



◀ 租税教育用の下敷きを寄贈

源泉部会は、子どもたちの納税意識の向上のため、厚木愛甲地区(31校)の小学6年生を対象に、租税教育用の下敷き(約2600枚)を各小学校へ寄贈しました。



◀ 税を考える週間行事

国税庁の「税を考える週間行事」協賛事業の一環として、11月14日イオン厚木店前において、税金クイズを実施するなど街頭広報活動を行いました。



税務署からのお知らせ

令和6年分の確定申告はスマホとマイナ
ポータル連携でさらに便利に！

マイナポータル連携のメリット

- ・医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ・確定申告書の該当項目へ自動入力
- ・作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ・書類の管理や保管が不要

マイナポータル
連携の
詳細はこち
ら



厚木税務署「申告書作成会場」

申告書作成会場では、原則、スマホとマイナンバーカードによる申告となります。

開設 2月17日(月)～3月17日(月)

※土、日及び祝日を除く。ただし、
3月2日(日)は開場します。

受付時間 午前8時30分～午後4時

※相談は、午前9時～午後5時

持ち物 ①スマートフォン、②マイナンバーカード、③マイナンバーカード発行

時にご自身で設定したパスワード(利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書)、④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

その他 申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券の事前発行申込は、国税庁のLINE公式アカウントからできます。

- ①「確定申告書等作成コーナー」にアクセス
- ②提出方法「マイナンバーカード方式」を選択し、マイナンバーカードをスマホで読み取り
- ③画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力
- ④e-Taxで送信



令和5年分の確定申告をした
方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています！

問合せ先 厚木税務署

電話 (221) 3261(代表)

自動計算
自動入力
自宅から

確定申告は スマホ からできます！



step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方



Androidの方



作成前に申告書作成の流れを確認！



*上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 収受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、
申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこと**としました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



顧客への
イメージアップ
術

ビジネスチャンスを 決して逃がさない



経営コンサルタント 若水理恵子

目を閉じて想像してみて

か？

人間は感情の動物であり、
目の前に、これからビジネ
スでお付き合いをしよう
と考えている二人の人物が
います。

一人は血色よい顔色で元
気はつらつとした雰囲気の
人。そして、もう一人は顔
色が悪く、元気なさそうな
雰囲気の人。

さて、どちらの方をビジネ
スの相手として、選ぶで
しょうか？

ほぼ同じ取引条件下であ
った場合は、迷いなく前者
を選ばれると思います。
それはどうしてでしょう

価格などの取引条件以外

のプラスアルファの何かが
働いているからです。
それは、人間の感情に訴
える部分なのです。

文頭の事例では、元気潑
剌に見えるからして健康（だ
ろう）とのイメージ。継続
的な仕事関係が構築できる
（であろう）とのイメージ。

それからして、相手へ
の安心感や信頼感が生まれ
(あります)。

■似合う色と好きな色 ■

そこで、目を閉じて想像
してみてください。目の前
にオレンジが2個あるとし
ます。

一つは鮮やかな黄色のク
ロスの上に置いてあり、も
う一つはくすんだグレイの
クロスの上に置いてあります。

ネットで検索した結果を検
討することによって済んで
いるはずです。

好きな色とは、本人が見
ていたり、身につけたりし
て気持ちよい「主観的」な
色だからです。

当然、ビジネスにおいて

結果として、その方をビ
ジネスパートナーとして選
ぶのです。

そう（であろう）と感じ
た好ましい「印象」が、プ
ラスの感情につながったの
です。

そうした印象を与えるの
に顔色は大きく影響してい
るのです。

るのです。

結果として、その方をビ
ジネスパートナーとして選
ぶのです。

く変わってくるものです。
接客接遇や営業力を高め
る技術を教えておりますが、
パーソナルカラーも取り入
れています。

パーソナルカラーとは、
似合う色を探す作業で、明
度対比や彩度対比などの色
彩学をベースにしたカラ
分析です。

では、似合う色とはどう
いった色でしょうか。
それは、人から「いいね
！」と言われる色であり、
それは相手が健康的・清潔
感・柔和・誠実さなどとい
ったプラスの印象を持つ
てくれる「客観的」なもので
す。

そして、肌の色は人さま
ざまなので、似合う色の傾
向も人さまざまです。なお、
残念ながら似合う色と好
きな色が重なるとは限りませ
ん。

さて、いずれのオレンジ
を食べようと思いませんか？
多くの人は鮮やかな黄色
のクロスの上では、オレン
ジの色が映えてとてもおい
しそうに見えるはずです。

イタリアンレストランや
ファミレスなど、たくさん
のレストランでは、青ざめて
黄ばんで疲れて見えたりす
るものです。

そして、そう見える内容
によって相手に与える「印
象」は、良くも悪くも大き

は「客観的」に見て、プラスの印象を持つてもらえる色を選ぶべきなのは、言うまでもありません。

もちろん好きな色は色彩

は「客観的」に見て、プラスの印象を持つてもらえてほしいのですが、それはあくまでも自分の世界の中でもあります。

心理の側面からも大事にしてほしいのですが、それはあくまでも自分の世界の中でも楽しんでください。ビジネスでは別物です。

好印象の与えかた

さて、その相手に与える印象ですが、人に対する印象を決定するには、いくつかの要素があります。

目からの情報（顔色・顔つき・装い・立ち振る舞いなど）、耳からの情報（声の調子・言葉遣いなど）、仕事の内容など）の3つに大別されます。

アメリカの心理学者であるアルベルト・メラディアーンの法則によると、それらの情報の割合は、目＝55%、耳＝38%、話の内容はわずか7%です。

会つて数秒で決まるといわれる第一印象では、目から得る情報がもっとも高い比率になるのです。

TPOによつて変わる「好印象」

実問題として目からの情報がその人の印象、そしてその人に對しての感情に大きく関係している以上、相手に余計な不安を与えることなく受け入れてもらえる見た目を積極的に心掛けることは、社会人としての身だしなみと言つてもよいでしょう。

「客観的」に好ましい印象を持つていただけるようにするためには、自分に似合う色や装いをすることを身だしなみと捉え、積極的に取り入れて頂きたいと願っております。

いましても、TPOによつて微妙に変わってきます。ビジネスにおいての例を挙げてみます。

目を閉じて想像してみてください。クレーム処理にいらしたビジネスマンの二人がいます。

お二人とも、お顔の色は健康的です。お一人は黒の

さすがに、どちらの謝罪の方が相手方の心に届きやすい

ちなみに、身だしなみとおしゃれにも大きな違いがあります。身だしなみは相手にとつて好ましいものであり、おしゃれは自分のためにするものです。

謝罪に対する熱意は同じく耳からの情報に気持ちが大きく影響されるのです。

最初に会つた方に、条件だけではなく、誠実さなど、相手の人間性も求められる場合、冒頭に記したように人は感情70%ですから、一部分のすきもないスタイルや話し方では、信頼感の前に警戒感を持たれることになりかねません。

無論、本格的なプレゼンや交渉の時には、毅然とした雰囲気が必要になりますが、それは信頼関係を構築した後のことです。

もう一人は、紺のスーツに、ネクタイも鮮やかな色、話し方も立て板に水で、全くすきがない雰囲気です。

このように、時と場所と状況に応じて、相手が「こうであつてほしい」と望む印象を与えられる色や装いを心掛けるようになれば、公私共にいかなる出会いも必ず有意義なものになるはずです。

営業の場面でも好印象を与えることを心掛け、商談を成功へ導いてください。そして、営業・商談の場は、会社を代表して臨んでは、会社を代表して臨んでいることを肝に銘じ、相手から好印象を抱かれるよう、努めてください。

65歳までの雇用確保義務化に向けて

高年齢者雇用安定法改正と

令和7年4月1日

実務対応

特定社会保険労務士 藤本紀美香

1 高年齢者を雇用するルール

従業員を雇う場合のルールは、実際に多くの法律で定められています。まず、一般的に基準とな

るのは労働基準法ですが、高年齢者の雇用についてはさらに「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「高年法」）」という別の法律も適用されます。

終身雇用制度を採用するほとんどの会社で定年年齢

を定めていると思いますが、この「定年」に関する基準

を定めているのも高年法なのです。60歳以上定年は第8条に、65歳までの高年齢者雇用確
保措置は第9条に定められています。

2 経過措置終了と高年齢者雇用確保措置の完全義務化

少し簡単なおさらいをしましょう。

平成16年の法改正（平成18年施行）により、高年齢者雇用確保措置は原則的に義務化されました。

具体的には、①定年年齢の引き上げ、②継続雇用制度（再雇用・勤務延長）の導入、③定年制の廃止、こ

のいずれかを実施することが義務となりました。ただし、経過措置が設けられました。

法改正当時は、②の継続

雇用制度の対象者を、労使協定締結により限定するこ

とができました。

会社が定めた成績や健康状態による基準を満たせない従業員は60歳で定年退職となっていたのです。

次に、平成24年改正です。

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げも、年金支給開始年齢に該当する年齢までは継続雇用すること」が義務付けられました。

ただし、ここでも労使協定締結による経過措置は設けられ、年金支給開始年齢に達した後は、いわゆる会社が定めた基準により継続雇用の対象から外すことが可能でした。

そこで、年金支給開始年

則通り、「希望者全員」を65歳まで雇用しなければならなくなります。

これが高年齢者雇用確保措置の完全義務化です。

なお、支給開始年齢の引き上げスケジュールは、男女で5年の差がありますが、

高年法の経過措置は男性の引き上げスケジュールで統一されています。

3 会社が行うべき実務対応

高年法改正に伴い、会社が行うべき実務は主に3つあります。

①就業規則の見直し、②賃金体系の見直し、③勤務形態・職務内容の見直しです。

これらは密接に関係するものですので、何か一つずつ直すことができます。

そこで、年金支給開始年齢が65歳に完全引き上げてこの経過措置は終了するのです。

なる令和7年3月末をもつてこの経過措置は終了するのです。

令和7年4月1日以降は原

いきたいと思います。

①就業規則の見直しについては、まず法に準拠した内容にすることです。

現在経過措置を設けている会社については当該措置を削除し、希望者全員を65歳まで雇用する規則を追加

する必要があります。

65歳までの雇用確保措置について会社の方針を決めかねている状態であつたとしても、原則として就業規則は変更・遅滞なく届け出る必要があるからです。

もちろん65歳まで定年を引き上げる、あるいは定年制を廃止するのであれば、その内容に改正することになります。

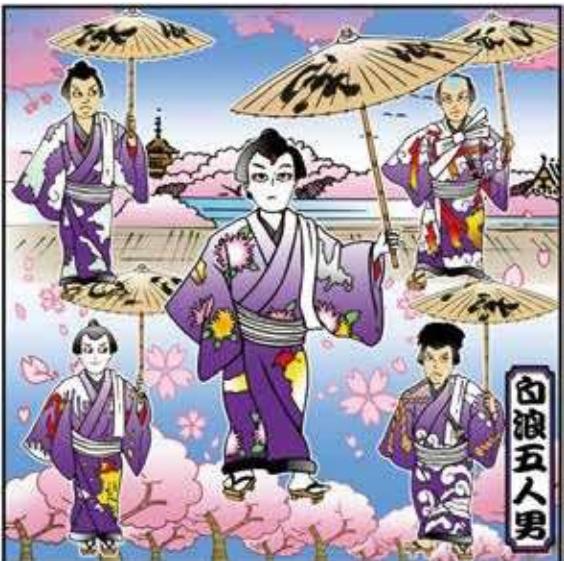
これから述べる②③について検討し、必要であれば就業規則などに反映させることになります。

次に、②賃金体系の見直しについて。

これまで会社で導入していた雇用確保措置をそのまま継続する場合は、特に大きな見直しはないと思われ

7つの間違い探し

二つの絵には相違点が7か所あります。
見つかりますかな？



【作者紹介】神谷一郎（かみや・いちろう） 専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

(答えは 11 ページにあります。)

◆スケジュール◆

新年賀詞交歓会 《別紙参照》

◇1月30日（木）17時00分

会場／レンブラントホテル厚木

決算法人説明会

◇2月7日（金）13時30分

会場／厚木商工会議所

源泉部会研修会 《別紙参照》

◇2月13日（木）15時00分

会場／厚木アーバンホテル

決算法人説明会

◇3月3日（月）13時30分

会場／厚木商工会議所

会員交流会（新入会員歓迎会） 《別紙参照》

◇3月19日（水）17時00分

会場／厚木商工会議所

※ いずれも事前のお申込みが必要です。

（定員になり次第締め切ります）

【事務局からのお願い】

会社名、代表者名、所在地、資本金等が変更された場合は、法人会事務局（電話221-1055）までご連絡をお願いいたします。

チャリティーパーティーを開催

12月4日、レンブラントホテル厚木において、チャリティーパーティーを開催しました。皆様からお預かりしたチャリティー金は、社会福祉事業に役立てていただくため、本会活動地域の厚木市、愛川町、清川村へ寄付させていただきます。また、このたびご協賛いただきました企業の皆さん（下記の通り）誠にありがとうございました。

税理士法人あいかわ 様	（株）SunBrain 様
（有）神崎工務店 様	（株）野間工業 様
（株）市川屋 様	黄金井酒造（株）様
（株）小島商店 様	（株）ハーモナイズ 様
（株）七沢荘 様	アフラック生命保険（株）様
（有）グッドネス 様	レンブラントホテル厚木 様
（有）大橋硝子建材 様	大同生命保険（株）様
（有）飯山倉庫 様	AIG損害保険（株）様
厚木瓦斯（株）様	（株）コジマホールディングス 様
（株）ノーマ 様	（有）エヌケイハウジング 様
（株）東明サイエンス 様	（株）アールアサオカ 様
日本フルハーフ（株）様	（有）マルモ米穀 様
（株）厚木生花 様	（有）富塚豆腐店 様
（有）高畠造園土木 様	新川勉税理士事務所 様
（有）酒谷工務店 様	厚木法人会 正副会長会 様
（株）清川建設 様	

無料相談のご案内

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局（TEL221-1055）または下記事務所へお電話してください。

■浅岡信一税理士事務所

厚木市旭町2-2-18
電話 (046) 229-7030

■税理士法人あいかわ 和田明

愛川町春日台5-4-8
電話 (046) 286-2256

■ライトハウス税理士法人

厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話 (046) 222-8800

■八木章 司法書士事務所

厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話 (046) 297-3105

■司法書士 石垣公雄事務所

厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話 (046) 221-5556

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから 無料で視聴できます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。



多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

ホームページも是非ご覧ください。

[厚木法人会](#) [検索](#)



<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>

新入会員紹介

期間[R6年9月～R6年10月]

地区・支部名	会 員 名
睦合南	株式会社 島田電気工業
南毛利北西	ワイツースマートメディア
愛川第1	モスグリーン

※機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

●間違い探し『白浪五人男』の答え

- | | |
|------------|---------------|
| ①カサの柄(左上) | ②塔(左上) |
| ③額の傷(中上) | ④カサの「ら」の字(右上) |
| ⑤桜の花びら(左中) | ⑥桜の木(中下) |
| ⑦着物の波柄(右下) | |

各種お申込み、お問い合わせについて

公益社団法人 厚木法人会

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15(厚木商工会議所3階)

TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808 E-mail info@a-net.or.jp

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。



納税には ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ ～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。



作成コーナー
はこちら

マイナポータル連携
の詳細はこちら



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、
税務署から書類の提出
又は提示を求められることがあります。

 法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

